

阿賀川で砂利採取事業者を募集しています。 「公募型砂利採取（試行）」

阿賀川河川事務所では、洪水を流れやすくするため、川に堆積した土砂を除去する“河道掘削”を行っていますが、これらにかかる維持管理費や土捨て場の問題を抱えています。

発生土に関しては、国土交通省が平成26年9月に策定した「建設リサイクル推進計画2014」において、建設発生土の有効利用を図るため構築した発生土のマッチングシステムを活用し、官民一体で取り組んでいるものの、問題解決には至っていません。

一方、当該地域の土砂採取事業者においては、近年、田畑等を借り上げて土砂を採取する陸砂利採取が実施されていますが、適地の減少が課題と聞いています。

そこで、両者の課題を解消すべく、土石採取料の減免措置（福島県の協力）を行うなどし、砂利採取事業者を川砂利採取へ誘導し、河川管理上支障となる箇所土砂を掘削頂く「公募型砂利採取（試行）」を行うため、砂利採取事業者を募集しています。

【河川管理上の課題】

- **維持管理費用の捻出(コスト縮減)**
 - ・近年の洪水の激甚化・頻発化に対応すべく河積確保や偏流対策が必要
 - ・樹木伐採、再繁茂対策、河道掘削費用が不足
- **土砂処分先の不足**

【砂利採取事業者の課題】

- **近年、陸砂利採取の適地が減少**
- **川砂利掘削における採算確保が困難**
 - ・S58年砂利採取禁止(H26全面解除)以降、川砂利の採取実績なく資機材とノウハウが不足
 - ・土石採取料と表土やゴミ処理費用が重荷

マッチング

公募型砂利採取の試行

- **河川管理上必要箇所の掘削(砂利採取)を条件に土石採取料を免除**
 - ・福島県の「指定砂利採取」制度を適用(協議により当事務所事業での適用を承諾)
 - ・指定砂利採取とは“堆砂除却を目的とする砂利等の採取”など公益性を知事が認める場合、土石採取料を減免する制度(H17土木部長通知)
- **仮設関係の事業者負担軽減**
 - ・雑木刈り払いや仮設道路(堤防坂路・場内道路)整備が完了している当事務所の事業既着手箇所を砂利採取業者に優先に割り当てし、事業者負担を軽減する。
 - ・砂利採取業者の掘削・分別により発生したゴミの処分について、阿賀川河川事務所が負担する。

■ 募集期間：11月11日(水)～11月24日

■ 応募方法：下記にてご確認下さい。

➢ 阿賀川河川事務所ホームページ

<http://www.hrr.mlit.go.jp/agagawa/oshirase/jarikoubo.html>

➢ 阿賀川河川事務所1階掲示板

公示文、説明資料など掲示しています。

【お問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所

副所長(技術) 石田 正樹 管理課長 服部 信

電話 0242-26-6487 FAX:0242-26-0526